

新旧対照表

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、
必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支
給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行
規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）によって、
支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小
学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3
項に規定する保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。

旧（改正前）

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。